

公立大学法人前橋工科大学交際費支出及び公開基準

第1 趣旨

この基準は、公立大学法人前橋工科大学理事長、学長その他これに準じる者が、法人又は大学（以下「法人等」という。）の円滑な運営のため法人等を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 責務

交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方について、社会通念上必要と認められる範囲内で、最小限の金額となるよう努めるものとする。

第3 支出項目

支出項目は、香典、生花、見舞金、包金、会費、負担金及び法人等運営費の7項目とし、支出内容及び支出金額は、以下に定めるところによる。

No.	支出項目	支出内容及び支出金額
1	香典	法人運営又は大学運営の貢献者等に対する香典に係る経費
2	生花	法人運営又は大学運営の貢献者等に対する生花に係る経費
3	見舞金	法人運営又は大学運営の貢献者等に対する病気、災害、事故等の見舞いに係る経費
4	包金	会議、式典等の参加に係る経費のうち、金額の定めのないもの
5	会費	会議、式典等の参加に係る経費のうち、金額の定めのあるもの
6	負担金	各種団体等の負担金及び活動の趣旨から公益性が認められる団体等に対する賛助金に係る経費
7	法人等運営費	その他交際上特に支出する必要があると認める場合に係る経費

第4 公開

1 交際費の支出状況について、以下のとおり公開する。

区分	取扱い
支出年月日	公開
支出金額	公開
支出項目	公開
支出内容	公開（ただし、香典、生花、見舞金等の相手方のプライバシーに配慮が必要な場合には、個人名を非掲載とする。）

2 交際費の公開は、月締めで該当月の翌月15日までに、前橋工科大学ホームページに掲載することにより行うものとする。

第5 見直し

この基準は、交際費の支出内容及び支出金額が常に市民感覚に合致したものになるよう、社会経済情勢の変化等に応じて見直しを行うものとする。

第6 適用期日

平成26年4月1日以降の交際費の支出について適用する。